

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課)

ページ  
一

号外 ( 六 ) 平 成 二 十 年 四 月 一 日

## 規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十二年法律第八十二号」の下に、「以下「虐待防止法」という。」を加える。

第三条の二中「以下」の下に「この条から第三条の四までにおいて」を加える。

第十六条の見出し中「委託等」を「通知」に改め、同条第一項中「規定により一時保護」を「規定により一時保護をしようとするときは、一時保護決定通知書（別記第二十七号様式）により当該児童の保護者に、一時保護」に、「別記第二十七号様式又は別記第二十七号様式の二」を「別記第二十七号様式の二又は別記第二十七号様式の三」に改め、同条第二項中「法第三十二条第一項又は第二項に規定する」を「子ども相談センター所長は、法第三十二条第一項又は第二項に規定する一時保護を解除しようとするときは、一時保護解除決定通知書（別記第二十八号様式）により当該児童の保護者に、一時保護」の「に、「別記第二十八号様式又は別記第二十八号様式の二」を「別記第二十八号様式の二又は別記第二十八号様式の三」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（出頭要求告知書）

第十六条の二 虐待防止法第八条の二第二項の書面は、出頭要求告知書（別記第二十八

号様式の四) によるものとする。

(再出頭要求告知書)

第十六条の三 虐待防止法第九条の二第二項において準用する虐待防止法第八条の二第二項の書面は、再出頭要求告知書(別記第二十八号様式の五)によるものとする。

(面会等の制限の通知)

第十六条の四 子ども相談センター所長は、虐待防止法第十二条第一項の規定により面会又は通信の制限をするときは、面会・通信制限決定通知書(別記第二十八号様式の六)により保護者に通知しなければならない。

(面会等の制限解除の通知)

第十六条の五 子ども相談センター所長は、虐待防止法第十二条第一項の規定による面会又は通信の制限を解除するときは、面会・通信制限解除決定通知書(別記第二十八号様式の七)により保護者に通知しなければならない。

(接近禁止命令書)

第十六条の六 虐待防止法第十二条の四第四項の命令書は、接近禁止命令書(別記第二十八号様式の八)によるものとする。

(接近禁止命令の取消しの通知)

第十六条の七 知事は、虐待防止法第十二条の四第六項の規定により接近禁止命令を取り消すときは、接近禁止命令取消書(別記第二十八号様式の九)により保護者に通知しなければならない。

第十七条の六中「及び児童虐待の防止等に関する法律第九条第一項」を「並びに虐待防止法第八条の二第一項、第九条第一項及び第九条の六」に改める。

別記第二十七号様式の二を別記第二十七号様式の三とし、別記第二十七号様式を別記第二十七号様式の二とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第27号様式 (第16条関係)

別記第二十八号様式之二を別記第二十八号様式之三とし、同様式の次に次の六様式を

加える。

|  |  |              |          |
|--|--|--------------|----------|
| 一時保護決定通知書  |  |              |          |
| 様  |  | 第 号<br>年 月 日 |          |
| 子ども相談センター所長 印  |  |              |          |
| あなたが保護者となつている下記の児童を児童福祉法第33条第 項の規定により一時保護を決定しましたので通知します。 |  |              |          |
| 児童氏名   |  | 男・女          | 年 月 日生 歳 |
| 住 所  |  |              |          |
| 一<br>時<br>保<br>護   | 場 所  | 名 称          |          |
|  |  | 所在地          |          |
|  | 年月日  | 年 月 日        |          |
|  | 開始の理由  |              |          |
| 期 間  | 年 月 日から 年 月 日まで  |              |          |
| 備 考  | <p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p> |              |          |

## 第28号様式の4 (第16条の2関係)

第 号  
年 月 日

## 出頭要求告知書

様

子ども相談センター所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

|                            |      |             |
|----------------------------|------|-------------|
| 出頭を求められる者                  | 住 所  |             |
|                            | 氏 名  |             |
|                            | 生年月日 | 年 月 日生 ( 歳) |
| 出 頭 を 求 め る<br>日 時 及 び 場 所 | 日 時  | 年 月 日 午 時 分 |
|                            | 場 所  |             |
| 同 伴 す べ き 児 童              | 氏 名  | 男 ・ 女       |
|                            | 生年月日 | 年 月 日生 ( 歳) |
| 出頭を求める理由と<br>なった事実の内容      |      |             |
| 連 絡 先 住 所<br>連 絡 先 電 話 番 号 |      |             |

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。

第28号様式の5 (第16条の3関係)

第 号  
年 月 日

再出頭要求告知書

様

子ども相談センター所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

|                            |      |             |
|----------------------------|------|-------------|
| 出頭を求められる者                  | 住 所  |             |
|                            | 氏 名  |             |
|                            | 生年月日 | 年 月 日生 ( 歳) |
| 出 頭 を 求 め る<br>日 時 及 び 場 所 | 日 時  | 年 月 日 午 時 分 |
|                            | 場 所  |             |
| 同 伴 す べ き 児 童              | 氏 名  | 男 ・ 女       |
|                            | 生年月日 | 年 月 日生 ( 歳) |
| 出頭を求める理由と<br>なった事実の内容      |      |             |
| 連 絡 先 住 所<br>連 絡 先 電 話 番 号 |      |             |

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。

## 第28号様式の6 (第16条の4関係)

第 号  
年 月 日

## 面会・通信制限決定通知書

様

子ども相談センター所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

|                  |         |             |
|------------------|---------|-------------|
| 制限を受ける者          | 住 所     |             |
|                  | 氏 名     |             |
|                  | 生 年 月 日 | 年 月 日生 ( 歳) |
| 制限する理由           |         |             |
| 対象となる児童          | 住所又は居所  |             |
|                  | 氏 名     | 男 ・ 女       |
|                  | 生 年 月 日 | 年 月 日生 ( 歳) |
| 連絡先住所<br>連絡先電話番号 |         |             |

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第28号様式の7 (第16条の5関係)

第 号  
年 月 日

面会・通信制限解除決定通知書

様

子ども相談センター所長 印

次のとおり、子ども相談センター所長が、 年 月 日 第 号により行つた、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく

同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会

同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信

の制限を解除します。

|                  |         |             |
|------------------|---------|-------------|
| 制限を解除される者        | 住 所     |             |
|                  | 氏 名     |             |
|                  | 生 年 月 日 | 年 月 日生 ( 歳) |
| 制限を解除する理由        |         |             |
| 対象となる児童          | 住所又は居所  |             |
|                  | 氏 名     | 男 ・ 女       |
|                  | 生 年 月 日 | 年 月 日生 ( 歳) |
| 連絡先住所<br>連絡先電話番号 |         |             |

## 第28号様式の8 (第16条の6関係)

第 号  
年 月 日

## 接近禁止命令書

様

岐阜県知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

|                            |  |             |
|----------------------------|--|-------------|
| 命 令 を 受 け る 者              | 住 所  |             |
|                            | 氏 名  |             |
|                            | 生 年 月 日  | 年 月 日生 ( 歳) |
| 命 令 の 内 容                  | 岐阜県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むための通常移動する経路を含む。）の付近をはいかしてはならない。 |             |
| 命 令 を す る 理 由              |  |             |
| 命 令 の 有 効 期 間              | 本日 から 年 月 日まで  |             |
| 対 象 と な る 児 童              | 住所又は居所   |             |
|                            | 氏 名  | 男 ・ 女       |
|                            | 生 年 月 日  | 年 月 日生 ( 歳) |
| 連 絡 先 住 所<br>連 絡 先 電 話 番 号 |  |             |

(教示)

- 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 この処分不服があるときは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第28号様式の9 (第16条の7関係)

第 号  
年 月 日

接近禁止命令取消書

様

岐阜県知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり岐阜県知事が、  
年 月 日 第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。

|                  |  |             |
|------------------|--|-------------|
| 命令を取り消される者       | 住 所  |             |
|                  | 氏 名  |             |
|                  | 生 年 月 日  | 年 月 日生 ( 歳) |
| 命 令 の 内 容        | 岐阜県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはしてはならない。 |             |
| 命令を取り消す理由        |  |             |
| 対象となる児童          | 住所又は居所   |             |
|                  | 氏 名  | 男 ・ 女       |
|                  | 生 年 月 日  | 年 月 日生 ( 歳) |
| 連絡先住所<br>連絡先電話番号 |  |             |

第28号様式 (第16条関係)

|   |   |          |       |
|---|---|----------|-------|
| 一時保護解除決定通知書                                     |   |          |       |
| 様   |   | 第 年 月 日  | 号 日   |
| 子ども相談センター所長 印                                   |   |          |       |
| 下記の児童について、児童福祉法第33条第 項の規定による一時保護を解除しましたので通知します。 |   |          |       |
| 児 童 氏 名<br>及 び 生 年 月 日                          | 年 月 日 生   |          | 男・女   |
| 保 護 期 間   | 年 月 日 から  | 年 月 日 まで | 延日数 日 |
| 解 除 日 時   | 年 月 日 時 分   |          |       |
| 解 除 理 由   | (教示)<br>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。<br>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。 |          |       |
| 備 考   | (教示)<br>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。<br>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。 |          |       |

別記第二十八号様式中「「通知」」を「「通知」」に改め、同様式を別記第二十八号様式の二とし、同様式の前に次の一様式を加える。

別記第三十四号様式を次のように改める。  
第34号様式(第17条の6関係)

(表)

証 票  
第 号 年 月 日交付  
所 属  
氏 名

右の者は、児童福祉法第二十九条並びに児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項、第九条第一項及び第九條の六の規定による児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。

岐 阜 県 知 事

(裏)

児童福祉法(抄)

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律(抄)

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十年四月一日印刷  
平成二十年四月一日発行

発 行 者  
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社  
定価 一 年 四 八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)